



## 動物を購入するときにはここをチェック！！ (哺乳類、鳥類、爬虫類を購入する場合)

動物を入手する方法はいろいろありますが、ペットショップやブリーダーなどの第一種動物取扱業者から購入するときは、ちゃんとした業者か確認しましょう。

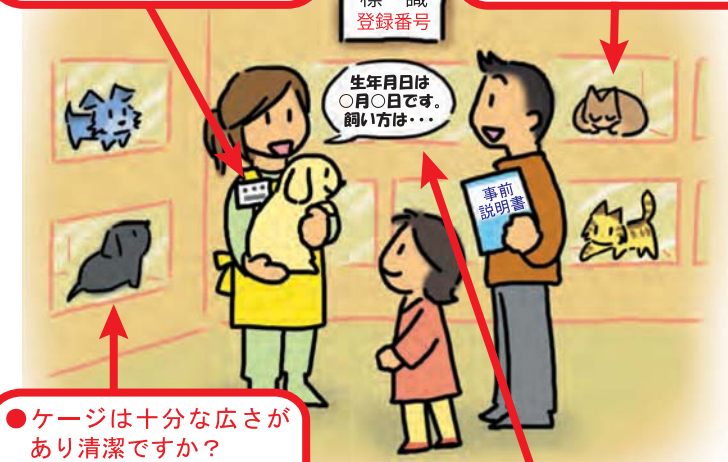
### ● 標識や名札(識別票)はありますか？

都道府県知事等の登録を受けている業者以外は販売できません。登録を受けた業者は、登録番号などを記した標識を掲示しています。

標識  
登録番号

### ● 幼すぎる動物は売られていませんか？

離乳前の幼すぎる動物は販売してはいけません。また、生後56日\*に満たない犬と猫の展示・販売は禁止されています。



### ● ケージは十分な広さがあり清潔ですか？

動物が立ったり寝たりするのに十分な空間を確保し、1日1回以上清掃を行わなくてはなりません

### ● 犬と猫は朝8時から夜8時までの展示をしていますか？

犬と猫の午後8時から午前8時\*\*までの展示や、顧客と接触させたり、引き渡すことは禁止されています。

### ● 購入する前に対面説明と現物確認はありましたか？

販売者は、販売する前に購入者に対し、動物の状況を直接見せるとともに、動物の健康状態やワクチン接種の有無、飼いや、標準体重・体長など18項目の説明を対面で文書などを用いてしなくてはなりません。

\*平成28年8月31日までは45日、それ以降法に定める日までの間は49日

\*\*平成28年5月31日までは、成猫が休息できる場所に自由に移動できる状態で展示する場合(猫カフェ等)は、午後10時までは規制の対象外となります。